

各種相談

年金相談

6月10日 9時30分～12時、13時～15時30分
美祢市役所 第一会議室
予約先 宇部年金事務所 ☎0836(33)7111

農業問題相談

6月17日 10時～12時 農業委員会事務局
予約先 農業委員会事務局 ☎0837(52)5241
※開催日の1週間前までに予約が必要です。

行政相談

6月17日 10時～12時 美祢市民会館

職業相談

6月10日 10時～11時 美祢市美東センター
12時30分～16時 サンワーク美祢
6月24日 10時～11時 嘉万公民館
12時30分～16時 サンワーク美祢
問合せ先 宇部公共職業安定所 ☎0836(31)0164

人権相談

6月3日 13時30分～16時 真長田公民館
6月17日 10時～15時 美祢市民会館
6月24日 13時30分～16時30分 岩永公民館

心配ごと相談 毎週水曜日 13時30分～16時30分(受付16時まで)

6月3日 豊田前公民館、真長田公民館
6月10日 美祢市社会福祉協議会、
秋芳地域福祉センター
6月17日 美祢市社会福祉協議会、
美東地域福祉センター
6月24日 美祢市社会福祉協議会、岩永公民館

司法書士による無料法律相談会

6月4日 13時～15時 美祢市役所
※7月2日 13時～15時 美祢市役所
(※6月25日 予約開始)

弁護士による無料法律相談

6月18日 13時30分～15時20分 秋芳総合支所
(6月11日 予約開始)

予約電話 市民相談室 ☎0837(52)5230

6月の日曜休日当番医

美祢市医師会	診療時間	9時～17時	美祢郡医師会	診療時間	9時～17時
7日 野間クリニック	大嶺町長ヶ坪	☎0837(54)0510	7日 美東病院	美東町大田	☎08396(2)0515
14日 ともの園クリニック	於福町萩原	☎0837(56)5000	14日 時澤医院	秋芳町秋吉	☎0837(62)0015
21日 札幌クリニック	大嶺町吉則	☎0837(52)2847	21日 美東病院	美東町大田	☎08396(2)0515
28日 藤村内科クリニック	大嶺町前川通	☎0837(54)1420	28日 吉崎内科医院	美東町大田	☎08396(2)5066

保健だより

心の健康相談

6月16日 13時30分～15時
美祢市保健センター

育児相談

6月11日 13時30分～15時
美祢市保健センター

6月18日 9時30分～11時30分
秋芳保健センター

6月22日 9時30分～11時30分
美東保健福祉センター

離乳食学級

6月1日 10時～11時30分
美東保健福祉センター

3歳児健康診査

6月15日 12時30分～13時15分
美祢市保健センター

妊婦学級【スペシャルセミナー】

6月16日 13時30分～15時
美祢市保健センター

6月納付カレンダー 6月30日

納付種別	納付対象
市県民税	1期
市営住宅料	6月分

保健センターだより16

～あなたの健康づくりを応援します!～

6月4日～6月10日は 「歯と口の健康週間」です

歯を失う原因は歯周病とむし歯です。歯周病やむし歯は自然治癒することはありません。いつまでも歯と口の健康を保ち健口（けんこう）に努めましょう。

～歯を守る生活習慣～

- ポイント1 食べた後は、丁寧に歯をみがきましょう。
特に歯と歯の間、歯と歯茎の境目、奥歯のかみ合わせは気をつけて！
- ポイント2 よく噛んで食べましょう。
- ポイント3 定期的に歯科健診を受けましょう



お口の健康を確認するために、定期的に歯科検診を受けましょう。

～「歯と口の健康週間」中の無料歯科健康診査及び相談の実施のお知らせ～

期間：6月4日（金）～6月10日（木）

場所：県内の歯科医院

対象：県民

料金：無料 ※事前に受診したい歯科医院に電話でお申し込みください。

問合せ先：山口県歯科医師会 ☎083(928)8020



5月31日（金）は世界禁煙デー 5月31日（金）～6月6日（木）は禁煙週間です!!

世界保健機関（WHO）が平成元年に5月31日を「世界禁煙デー」と定め、日本においても厚生労働省が平成4年から世界禁煙デーに始まる一週間を「禁煙週間」と決めました。

平成27年度はたばこを減らすことで命を守ることを目的として、「2020年、スモークフリーの国を目指して～東京オリンピック・パラリンピックに向けて～」が禁煙週間のテーマです。



たばこの煙のない（スモークフリー）環境を広げ受動喫煙を防止しましょう!!

他人のたばこの煙を吸わされることを“受動喫煙”といいます。たばこの煙には、喫煙者の口の中に入る煙（主流煙）より周りの煙（副流煙）の方が有害物質の濃度が高く、発がん性物質では約52倍も高いといわれています。

屋外に喫煙場所を設置する場合には、通路、出入口、子どものいる空間等から“おおむね10m以上”離すことが必要です。



問合せ先 健康増進課 ☎0837(53)0304

平成27年度の臨時福祉給付金及び 子育て世帯臨時特例給付金に関するお知らせ

臨時福祉給付金について

平成27年度についても消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、低所得者に対して、臨時的な措置として、臨時福祉給付金を実施することになりました。

具体的な申請の受付時期・手続等については、決まり次第、改めて市報や市ホームページでお知らせします。

- 給付対象者 平成27年度分市民税（均等割）が課税されない人
ただし、次に該当する人は対象外です。
 - ・市町民税（均等割）が課税されている人の扶養親族等になっている人
 - ・生活保護を受給している人
- 申請先 基準日（平成27年1月1日）に住民登録がされている市町村
※申請・支給手続は現在準備中です。
- 給付額 給付対象者1人につき6,000円

※制度について詳しくは、厚生労働省のホームページや専用ダイヤルをご利用ください。

- 厚生労働省ホームページ[<http://www.mhlw.go.jp>]
- 厚生労働省の専用ダイヤル[☎0570(037)192]

子育て世帯臨時特例給付金

平成27年度についても消費税率の引き上げの影響等を踏まえ、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として、子育て世帯臨時特例給付金を実施することになりました。

- 給付対象者 基準日（平成27年5月31日）における平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く。）を本市より受給する人
また、公務員の人については、本市が住所地である人
- 対象児童 支給対象者の平成27年6月分の児童手当（特例給付を除く。）の対象となる児童
- 申請書の配布 5月下旬に児童手当の現況届と一緒に申請書等を送付します。
公務員の人については、所轄庁より申請書等が配布されます。
- 申請期間 6月1日☎～12月1日☎まで
- 申請方法 送付された申請書を記入し、必要な書類を添付して、地域福祉課、各総合支所及び各出張所へ提出してください。
- 給付額 対象児童1人につき3,000円
- 支給時期 10月以降となります。

問合せ先 地域福祉課[☎0837(52)5228]

※臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金の“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください

臨時福祉給付金を装った「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」の発生が懸念されますので、下記の点にご留意いただき、被害にあわないようご注意ください。

- ・市町村や厚生労働省などがＡＴＭ（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ・ＡＴＭを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にありません。
- ・市町村や厚生労働省などが、「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」や「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- ・現時点で、市町村や厚生労働省などが住民の皆さんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、最寄りの警察署（又は警察相談専用電話[☎＃9110]）にご連絡ください。

市では、空き家等情報バンクに登録した空き家のリフォームを実施する人に対して補助します。

◆対象者 以下のいずれかに該当し、世帯全員が市税等の滞納がない者

- バンク登録した空き家において賃貸借契約を締結した空き家所有者
- バンク登録した空き家において賃貸借契約を締結し、空き家所有者からリフォームについて承諾を得ている入居希望者
- バンク登録した空き家において売買契約を締結した空き家入居希望者

◆補助対象経費 以下のいずれにも該当するリフォームに係る経費

- 登録空き家のリフォーム
- 市内に事務所又は事業所を有する業者によるリフォーム
- 国、県又は市の他の制度による補助金等の交付を受けていないリフォーム
- 登録空き家に係る売買契約又は賃貸借契約の日からおおむね6か月以内に完了したリフォーム

◆補助金額 補助対象経費の2分の1に相当する額（千円未満端数切捨て）とし、限度額50万円

◆リフォームの内容 住宅の修繕、補修等の住宅の機能維持もしくは機能向上のための工事、家財道具等の運搬もしくは廃棄又は清掃。

貸家・売家の登録をお願いします。

市では、空き家等情報バンクに登録していただくと、無料で市のホームページに掲載します。

市内外の人がホームページを見られており、成約に結びつく可能性が高くなります。



問合せ先 企画政策課 ☎0837(52)1112

地域消費者情報 美祢通信

問合せ先
商工労働課
☎0837(52)5224

～テレビショッピングで買ったら
返品できなかった～

相談事例 テレビショッピングで布団掃除機を購入した。自宅に商品が届き、使ってみたところ、思っていた以上に重く使い勝手も悪かったので返品したい。クーリング・オフできるだろうか？

処 理 テレビショッピングなどの通信販売で購入した場合、クーリング・オフが適用されません。（自分から希望購入している為、不意打ち性が薄いと考えられる。）業者が返品の可能性や期限等に関する特約事項を設けている場合はそれに従うことになります。もし広告に返品に関する表示がない場合は、受け取った日から数えて8日以内であれば、「送料を自分が負担する」ことにより返品できます。

【ワンポイントアドバイス】

- ◆* 自宅で気軽に買い物ができる反面、返品の可能性など重要事項の表示時間が短く、わかりにくいことがあります。衝動買いは避けて「商品の使い方」「使用上の制限」「返品できるかどうか」「業者の連絡先」などをよく確認してから注文しましょう。
- ◆* 困った時は一人で悩まず、消費生活相談窓口にご相談ください。

美祢市消費者の会 会員募集中です!!

エコ活動や消費生活トラブル防止の啓発に興味をお持ちの人は、事務局までご連絡ください。

美祢市消費者の会
(事務局 商工労働課内 化石館横)
☎0837(52)5224